

行政改革大綱

平成17年11月

河 内 町

は じ め に

当町においては、平成8年6月に「河内町行政改革大綱」を策定し、3年間をその対象期間として行政改革に積極的に取り組み、その後も継続して人件費の削減等財政対策に努めてきたところでありますが、長引く景気低迷による税収の伸び悩みなどにより地方財政は厳しい状況となりつつあり、今後ともこの傾向は続くものと予測されます。

このような中で、下水道事業など長期にわたって大きな財政需要を伴う事業の推進や少子高齢化に対応した福祉施策の充実が重要課題であり、財政運営においては、経費削減はもとより、思い切った政策判断により重点事業への配分を確保できるような厳格な財政運営が求められています。

また、国においては地方分権が実施の段階を迎え、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）が施行されるなど、より一層積極的な行政改革の推進に努める必要があります。

このため、今後の行政運営にあたって、新たな視点から行政運営全般にわたる再構築を図るために、「行政改革推進本部」を中心に全職員参加による総点検を行うとともに、外部有識者で構成する「河内町行政改革推進委員会」の皆様の積極的なご意見をいただき新たに「行政改革大綱」を策定したものであります。

今後、この大綱に基づき、町議会や町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、全庁をあげて行政改革の計画的な推進を図り、「明るい・元気の出る・安心して暮らせる町政」を目指し取り組んでまいります。

平成17年11月

河 内 町 長 野 高 貴 雄

目 次

第1 行政改革の基本的考え方	1
1. 行政改革の基本方針	1
2. 行政改革の推進期間	2
3. 行政改革の推進方法	2
第2 行政改革の具体的推進方策	2
1. 住民の立場に立った行政運営の確立	2
2. 事務・事業の見直し	3
3. 時代に即応した組織・機構の見直し	4
4. 定員管理及び給与の適正化の推進	5
5. 効果的な行政運営と職員の能力開発の推進	6
6. 電子自治体の実現	7
7. 学校・保育所・幼稚園の統廃合	8
8. 財政運営の健全化	9
第3 行政改革の推進に当たって	10
1. 町民の理解と協力	
2. 近隣市町村との連携・協力	
第4 行政改革大綱の推進事項	11
第5 参考資料	13

第1 行政改革の基本的考え方

1. 行政改革の基本方針

社会経済情勢は、長引く景気低迷の影響から厳しい状況が続いている。このため戦後の経済成長を支えた日本型経済社会システムがあらゆる分野で抜本的見直しが迫られており、市町村を取り巻く地方自治制度についても地方分権を基本にその在りようが変わろうとしている。

このような状況から、行政運営においては従来にも増して将来を見据えた確かな先見性をもち、今後予想される諸課題に的確に対応し得るような行政運営全般にわたる改革を行い、適正な財政構造の維持及び行政運営の効率化について強力に推進する必要がある。

以上のような観点から、次の方針のもとで行政改革を推進していくものとする。

● 社会経済情勢の変化への柔軟な対応

少子高齢化の進行、高度情報化・国際化の進展、環境問題の顕在化など社会経済情勢の変化や首都圏中央連絡自動車道、第二栄橋（仮称）等の建設に伴うインフラ整備など、今後行政需要は量的にも質的にも拡大・多様化するものと思われる。これらの重要課題を限られた財源の重点配分などにより積極的に推進するため、事務・事業や組織・機構などについて聖域のない抜本的見直しを実施する。

● 自主的・自立的な行政運営体制の確立

地方分権の推進により国と地方自治体は対等、協力の関係が構築され、市町村は地域における行政を自主的かつ総合的に広く担うこととされており、自己決定・自己責任のもと自らの創意工夫による行政運営の確立が求められている。このため、職員の能力開発や町民の積極的行政参加の推進により、自主的・自立的な行政運営体制の確立を図る。

● 行財政運営の徹底した簡素・効率化

増大する行政需要に対応するため、行政全般にわたる見直しを積極的に進め、これまでの実績や前例にとらわれることなくゼロベースの視点に立って徹底した簡素・効率化を図る。

2. 行政改革の推進期間

この大綱は、平成17年度から概ね5年間を推進期間とし、期間中に取り組むべき課題及び具体的推進事項を示したものであるが、毎年度取り組み内容について具体的に検証しつつ計画的に推進し、これらの課題にとどまらず常に新しい視点に立って行政改革の推進に努めるものとする。

3. 行政改革の推進方法

行政改革は、全庁一丸となって取り組むことが最も重要であることから、引き続き全庁的な推進体制である「河内町行政改革推進本部」を中心に、「河内町行政改革推進委員会」の意見等を踏まえながら計画的に推進するものとする。

第2 行政改革の具体的推進方策

1. 住民の立場に立った行政運営の確立

親切でわかりやすい住民の立場に立った行政運営を推進するため、窓口サービスの向上、便利で迅速な行政の推進など、心のかよう行政運営に努める。また、行政情報を積極的に発信し、住民の理解を得るとともに町政に対する住民参画・協働の機会拡充に努める。

【推進事項】

(1) 窓口等における行政サービスの向上

窓口における職員対応によって、行政に対する町民の評価が大きく左右されることから、町民の観点に立った行政サービスを推進するとともに適切な接遇の徹底、縦割り主義的な対応の是正等町民との接点における職員の応接の改善に努め、町民の利便性の向上を図る。

(2) 事務手続き等の合理化による町民負担の軽減

町民のわかりやすさ、負担の軽減といった町民サービスの観点から各種手続きの簡素、効率化を図るとともに事務処理の迅速化にも努める。

(3) 情報公開の推進と広聴制度の充実

信頼される行政の確立と町民の行政参加を促すため、行政情報の積極的な公開の推進に努め、開かれた行政運営に努める。また、行政懇談会、モニター制度等のより一層の充実を図り、町民からの情報収集やニーズを的確に把握する

ことにより、町民の声に根ざした行政運営を推進する。

（４）住民票等の休日交付制度の周知徹底

電話予約による土日、祝日の住民票等の交付制度について、積極的に広報し、その活用の推進に努め町民サービスの向上を図る。

２．事務・事業の見直し

少子高齢化や地方分権の時代を迎え、限られた財源・人員の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくためには、行政効果や効率等を十分検討するとともに既存の事務・事業を徹底して見直し、実施すべき施策の選択や重点化を図り、その有効性等を再点検して整理合理化に努める。

また、民間委託の実施が適当な事務・事業にあっては、行政責任の確保、住民サービスの維持・向上に留意しつつ民間委託等を推進する。

【推進事項】

（１）事務・事業の広域的連携と調整の強化

地方分権推進に伴う行政運営経費の節約や効率化のため、広域行政はますます重要になると思われるため、今後の市町村合併も視野に入れた事務・事業の連携・調整に努める。

（２）民間委託等の推進

民間委託による運営がより効率的な部門については、住民サービスの向上に留意しながら民間委託を推進するとともに、全面委託がなじまない部門にあっては、部分委託や臨時・パート、人材派遣を活用するなど運営の合理化を積極的に推進する。

※民間委託の条件：経費節減、事務処理の効率化、行政サービスの向上、柔軟性のある民間活動の活用

○ 学校給食業務の見直し

児童生徒の減少に伴い給食数も減少し、経費が大きなウエイトを示している。給食業務については、近隣町村でも多くが業務委託を実施し、経費の節減に大きな成果を遂げているため、状況を精査の上業務委託の検討を行なう。

（３）公営企業及び特別会計事業の運営効率化

特に水道事業、公共下水道事業については、独立性を十分認識し、経費の削減と計画的な料金等の改定による適正な収入の確保を図り、財源不足を安易に一般会計に依存することのないよう積極的な経営の効率化に努める。

① 企業会計及び特別会計への繰出金の抑制

特別会計繰出金が急激な伸びを示し、一般会計圧迫の要因となっているため、特別会計設置の趣旨に立ち返り、全事業について見直しを行なう。

- ・経費の削減と計画的な料金等の改定による収入の確保
- ・繰出基準の適正化及び基準外繰出等の抑制
- ・一般会計繰出金の枠設定等による事業費拡大の抑制

② 介護サービス事業の見直し

介護保険制度により、現在多くの民間がこの事業に参入しており、民間活力の有効利用を図る上でも、介護サービス事業の見直しを検討する。

(4) 業務委託等の見直し

① 委託契約業務の効率化

各施設設備の保守管理委託等の契約業務を一本化し、事務の効率化と見積もり比較及び入札により委託経費の削減を図る。

② 塵芥処理収集委託料の見直し

一般廃棄物収集及び処分の業務については、民間委託により行なっているが一般廃棄物の量は年々増加する一方であり、最低補償委託料の検討と併せ品目別算定基礎額の見直しを行い経費の削減を図る。

③ OA 機器、電算システムの使用料・賃借料の削減

使用料・賃借料が年々増加する傾向にあるため、導入時における入札、見積り比較による賃借料の徹底した抑制と長期継続使用しているシステムの使用料の見直しを行い削減を図る。

3. 時代に即応した組織・機構の見直し

行政運営の徹底した簡素・効率化を図るとともに、少子・高齢化をはじめとする社会経済情勢の変化への柔軟な対応、さらには地方分権の進展を踏まえた自主的・自立的な行政運営体制を確立していくため、執行組織及び機構の見直しを図る。

また、重点的に取り組むべき新たな施策を積極的に推進するため、最も効果的な組織体制を整備するとともに、行政ニーズの多様化に伴い需要が相対的に低下している部門は統廃合などにより規模縮小を図り、類似・関連する施策を可能な限り一元化し、同一のセクションで所管することができるよう総合的な政策形成、評価及び調整機能の強化を図る。

【推進事項】

(1) 行政機構の再編成

新たな行政課題や多様化した行政需要に的確に対応するためには、常に時代に即応した組織・機構の見直しを行い、各課及び出先機関等の統廃合により合理化を推進する。

尚、現在の16課から8課程度に再編成を検討する。

（２）附属機関等の整理合理化

各種審議会等について、行政需要の変化に伴い必要性が低下していないか、審議事項が他の機関と類似していないか等の観点で見直し、廃止も含めた整理合理化を図る。

○ 公民館分館の再編

少子高齢化の流れの中で、町民運動会、成人式等の公民館事業への参加者動員に苦慮している状況であり、また分館に格差が生じているため、７分館を４分館に再編する検討を行なう。

（３）女性委員の積極的登用

広く町民各層の意見を取り上げ、行政運営の活性化を図るべく各種審議会等に積極的な女性委員の参画を推進する。

４．定員管理及び給与の適正化の推進

事務事業の見直しや事務改善、組織機構の見直し、さらには業務の民間委託などに取り組み、全庁的に職員定数の抑制を基調とした定員適正化を推進する。

また、人事院勧告を尊重し、給与制度の適正運用に努めるとともに諸手当等については、社会経済情勢の変化に伴い適切な見直しを進める。

【推進事項】

（１）定員の適正化

新たな行政需要への的確な対応と住民サービスの向上を図るため、適正な定員管理を推進するとともに行政需要の将来動向を踏まえ、国の定員モデルや類似団体職員数の状況を参考に数値目標を掲げた定員適正化計画を策定する。また、状況の変化に即応し、その積極的な見直しを実施する。

定 員 適 正 化 計 画

区 分	平成１７年度	平成２２年度	削 減 数
一般行政部門	１０６人	９７人	９人
教育部門	２７人	２３人	４人
公営企業等	２４人	２２人	２人
計	１５７人	１４２人	１５人

（２）給与・手当の適正化

給与制度及びその運用については、人事院勧告を尊重し常に適正であるよう管理していくものとする。

また、旅費、特殊勤務手当等については、県内市町村の支給基準を参考に検

討し、見直しを進める。

① 非常勤特別職の報酬の見直し

報酬本来の目的等を再確認し、職務の性質、職責の重度等参酌の上、見直しを進める。

② 特殊勤務手当の見直し

行旅死亡人等の死体処理作業以外は、原則廃止とする。

③ 旅費（日当）の見直し

特別職を含め、原則廃止とする。

5. 効果的な行政運営と職員の能力開発の推進

（1）行政運営の効率化と透明性の向上

町における窓口業務やその事務処理体制の整備等、町民の立場に立った改善を進め、町民負担の軽減と行政サービスの向上に努める。

また、町民の信頼のもとに町政を推進していくため、行政手続制度や情報公開制度の適正な運用を図り、効率的な行政運営の推進と透明性の向上に努める。

【推進事項】

① 業務の進行管理

各課内における業務年間計画を作成し、進行状況をチェックするとともに、職員間の業務連携、協力体制等の強化において事務事業の効率化を図り、次年度業務への明確な努力目標を設定するため業務の進行管理を徹底する。

② 事務事業の評価システムの検討

事務事業の目的達成状況や執行効率等を客観的に評価するため、事務・事業評価制度の導入を検討するとともに評価基準を策定し、主要事業を中心にその見直しに努める。

③ 情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用

開かれた町政を推進するため、情報公開条例に基づき住民に対し行政情報を広く提供する。そのため文書管理体制を充実させ、制度の運用においても住民の要望に応えられるよう努める。

また、個人情報保護条例に基づき、文書及び電磁的に記録される個人情報の取り扱いについては充分注意し、町民の権利利益の保護と情報化推進におけるデータ管理体制の確立を図る。

④ 行政情報提供の積極的推進

現在、行政情報の提供は、広報紙、防災行政無線、ホームページ、回覧文書等により行っているが、町民への情報提供は積極的に対応するという観点から研修などを通し、職員の情報提供意識の醸成に努める。

特に、広報紙やホームページの掲載内容については、町政モニター制度など広く町民の声を取り入れ、真に町民が求める内容を解りやすく伝えることができるよう一層の充実に努める。また、防災行政無線では戸別受信機の設置により、きめ細かな情報の提供を推進する。

（２）職員の能力開発の推進

地方分権の推進により、それぞれの市町村は自己決定・自己責任の原則のもと、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるような地方行政の体制強化が求められ、組織・機構等の再編・整備に併せ、職員の資質の向上と意識改革を図る必要がある。

そのため、今後の人材育成に関する基本方針の策定を検討し、職員の能力開発や多様な人材の確保に努める。

【推進事項】

① 職員研修の充実

職務に必要な知識・能力を発揮できる職員を効果的に育成し、また積極的に習得したい職員の意欲に応え、階層別や専門ごとの職場内研修を推進する。

新規採用職員の研修については、各種施設における実地体験研修の導入など、その充実に努める。

② 人事交流の推進

職員の意識改革や先進的な行政手法の実地での習得、幅広い視野の涵養を図るため、県や市町村との人事交流をさらに推進する。

③ 実績評価制度の検討

職員の志気高揚を図るため、各種研修会への参加、職場における事務改善の実施、新たな目標や課題などに積極的に挑戦し成果をあげた場合など、その実績を評価する制度の導入を検討する。

④ 勤務実績と能力の重視

職員が個々のもつ能力を最大限に発揮でき、勤務意欲の向上が図られるような適切な人事管理を行い、勤務実績と能力を重視した人事評価及び人材登用を進める。

６．電子自治体の実現

インターネットを中心とする情報通信技術の急速な進歩は、情報流通の費用と時間を低減させ、密度の高い情報のやり取りを容易にし、人と人との関係、人と組織の関係、人と社会の関係を一変させた。この情報通信技術を積極的に活用し、行政の簡素化・効率化、町民の利便性の向上を図る。

【推進事項】

(1) 行政内部の電子化

セキュリティを確保しつつ、情報の収集・伝達・共有・処理の電子化を図り、ペーパーレス化を目指す。また、職員の情報リテラシー（知識・能力）の向上と意識改革を図る。

(2) 官民接点のオンライン化

県及び県内市町村の共同による「いばらき電子申請・届出協議会」において、行政手続の電子化を図る。平成16年7月には一部手続きがインターネット経由で可能となっており、今後も計画的にオンライン化する手続きの追加を図る。

(3) 行政情報のインターネット公開及び利用促進

インターネットホームページを活用した積極的な行政情報の公開及びタイムリーな情報の更新を行い、積極的な利用によりその充実を図る。

7. 学校、保育所、幼稚園の統廃合

以前より議論となっている学校の統廃合の問題については、漸次少子化が進み、現在町の4小学校は、各学年1クラスという状況となっている。

特に、2校ある中学校のうち金江津中学校においては、小学校1校からの持ち上がりであり、この状態が続けば学習・運動両面での競争意欲の低下や部活動の運営ができないなど、活力も衰え憂慮される状況であり、一番大事な時期である中学校の教育環境としては良好といえず、中学校統合の検討を早急に進める必要がある。

また、第一幼稚園については、年々園児数が減少しており、平成17年5月1日現在では4歳児8名、5歳児9名である。このような状況では、運動会や発表会などの行事やPTAの組織としての機能もうまく発揮できず苦慮しているところである。これは、少子化と併せて、多くは源清田保育所への入所が原因となっており、幼稚園と保育所の統廃合の検討を早急に進め、幼児の送迎バス等の条件整備を整えるとともに就学前教育機能の改善と施設設備の充実を図り、安心して長時間預けられる保育体制の確立に努める。

【推進事項】

(1) 中学校の統合

河内中学校と金江津中学校の統合について、早急に検討を進める。

(2) 小学校の統合

源清田小学校と長竿小学校の統合について、早急に検討を進める。

(3) 保育所、幼稚園の統廃合

河内第一幼稚園、源清田保育所、長竿保育所の統廃合について、早急に検討を進める。

8. 財政運営の健全化

当町の財政状況は、長引く景気低迷により税収入が落ち込み、また恒久的な減税により歳入について好転することは、現在のところ見込めず極めて厳しい状況にある。

一方、歳出については、高齢社会に向けた介護保険制度を始めとする総合的な地域福祉施策の充実、生活環境改善のための公共下水道など町民に身近な社会資本の整備等現下の重要政策課題を推進していく上で、今後とも財政需要は増加するものと予測され厳格な財政運営が要求される。

このため、聖域のない抜本的な事務・事業の見直しを実施するほか、義務的経費についても可能な限り節減合理化を図り、限られた財源を重点的かつ効率的に配分できるよう健全財政の堅持に努めなければならない。

【推進事項】

(1) 財政状況の公表

町の予算・決算の状況については、毎年、広報紙を通して公表しているが、今後さらに解りやすく工夫を加え、広く町民に公表するよう努める。

(2) 財政健全化計画の推進

より精度の高い長期的な財政収支見通しを立て、今後見込まれる財源不足を解消するための具体的方策や目標を示し実行する。

(3) 補助金の整理合理化

行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果などを勘案し、零細なもの、効果が消滅したもの、補助額以上の繰越を出している団体に対するものなどは、廃止又は統合、あるいは期限を設定して打ち切るか又は一律の割合で減額するなど、徹底した見直しを実施するほか、類似補助金等の整理統合や補助対象、補助率の見直しを進める。このため、補助金検討委員会の設置を検討する。

(4) 職員の意識改革

町政運営は、町民の負担のもとにあることを改めて鑑み、簡素かつ公正を旨とし、職員一人ひとりがコスト意識と儉約意識の徹底を図るとともに、公私の区分を明確にし、日常の行動の中から自らの問題として事務経費の削減に取り組み各種経費の節減に努める。

また、省エネ対策には、全職員が一丸となって取り組み、各施設の室内設定温度の適正化、電力消費機器使用の効率化、昼休みの消灯、夏季におけるノーネクタイの奨励等積極的に推進する。

(5) 使用料・手数料の適正化

使用料及び手数料については、受益者負担の原則に基づき、民間や他自治体との比較等を行い、料金の見直しが行なわれていないもの、本来、徴収すべき

ものを徴収していないもの等については、町民負担の公平性の観点から見直しを行なう。

① 諸証明手数料

住民票等諸証明手数料について、見直しを検討する。

② 一般廃棄物処理手数料

ゴミの運搬処理経費の試算をもとに、見直しを検討する。

③ 保育料

三位一体の改革により補助金が廃止され、また受益者負担が原則であることを踏まえ見直しを検討する。

(6) 課税客体の適正な把握と収納率の向上

町税未申告者に対する調査を徹底するとともに課税客体の実態調査を強化し、多様な機会を捉えて納付意識の啓発・啓蒙に努める。また、滞納への早期対応、大口・悪質滞納者の重点整理、滞納処分の強化に努め、滞納の一掃を図る。

第3 行政改革の推進に当たって

1. 町民の理解と協力

行政改革を推進し新たな体制づくりを目指す過程では、職員はもとより一般町民においても相当の痛みを伴うことが予想される。これを克服し行政改革を実現していくためには、職員の意識改革を徹底することはもとより、町議会をはじめ町民の理解と協力を得ていくことが何よりも重要である。

このため行政改革大綱を解りやすく公表するとともに、その進捗状況の積極的な公表・広報に努めるものとする。

2. 近隣市町村との連携・協力

地方分権の進展に伴い、さらに市町村の担うべき行政範囲は拡大することが予想され、高度な対応能力を備えることが期待されている。

このため広域行政を推進し、行財政基盤の充実・強化を図るほか、市町村合併に向けて近隣市町村との連携・協力を努めるものとする。

第4 行政改革大綱の推進事項

	具体的推進方策の項目	推 進 事 項	目標(推進)年度
1 住民の立場に立った行政運営の確立	(1)窓口等における行政サービスの向上	町民の観点に立った行政サービスの推進と適切な接遇の徹底等町民との接点における職員の応接の改善に努める。	平成17～21年度
	(2)事務手続き等の合理化による町民負担の軽減	各種手続きの簡素化、効率化を図り、事務処理の迅速化にも努める。	平成17～21年度
	(3)情報公開の推進と広聴制度の充実	行政情報の積極的な公開と行政懇談会、モニター制度等の充実を図る。	平成17～21年度
	(4)住民票等の休日交付制度の周知徹底	電話予約による住民票交付について、PRを強化し活用の推進に努める。	平成17～21年度
2 事務・事業の見直し	(1)事務・事業の広域的連携と調整の強化	広域行政における事務・事業の連携・調整に努める。	平成17～21年度
	(2)民間委託等の推進	学校給食業務の見直し	平成17～18年度
	(3)公営企業及び特別会計事業の運営効率化	①企業会計及び特別会計への繰出金の抑制	随 時
		②介護サービス事業の見直し	平成18年度
	(4)業務委託等の見直し	①委託契約業務の効率化	平成17～21年度
		②塵芥処理収集委託料の見直し	平成17年度(済)
		③OA機器、電算システムの使用料・賃借料の削減	随 時
3 組織・体制の再編成	(1)行政機構の再編成	16課から8課程度に再編成を検討する。	平成17～18年度
	(2)附属機関等の整理合理化	公民館分館の再編(7分館を4分館に再編を検討する。)	平成19年度
	(3)女性委員の積極的登用	各審議会等に積極的な女性委員の参画を推進する。	平成17～21年度
4 定員・給与・手当の適正化及び推進給	(1)定員の適正化	定員適正化計画に基づき、適正な定員管理を推進する。	随 時
	(2)給与・手当の適正化	①非常勤特別職の報酬の見直し	随 時
		②特殊勤務手当の見直し	平成17年度
		③旅費(日当)の見直し	平成17年度

	具体的推進方策の項目	推 進 事 項	目標(推進)年度
5 効果的な行政運営の推進と職員の能力開発	(1)行政運営の効率化と透明性の向上	①業務の進行管理	平成17～21年度
		②事務・事業の評価システムの検討	平成21年度
		③情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用	随 時
		④行政情報提供の積極的推進	平成17～21年度
	(2)職員の能力開発の推進	①職員研修の充実	平成17～21年度
		②人事交流の推進	平成17～21年度
		③実績評価制度の検討	平成21年度
		④勤務実績と能力の重視	平成17～21年度
6 電子自治体の実現	(1)行政内部の電子化	行政情報の電子化、ペーパーレス化を目指し、職員の情報リテラシーの向上と意識改革を図る。	平成17～21年度
	(2)官民接点のオンライン化	行政手続の電子化を図り、計画的にオンライン化する手続きの追加を図る。	随 時
	(3)行政情報のインターネット公開及び利用促進	ホームページを活用した積極的な行政情報の公開及びタイムリーな情報の更新を行い、その充実を図る。	平成17年度
7 中学校、幼稚園の統廃合、	(1)中学校の統合	河内中学校と金江津中学校の統合について、早急に検討を進める。	平成21年度
	(2)小学校の統合	源清田小学校と、長竿小学校の統合について、早急に検討を進める。	平成21年度
	(3)保育所、幼稚園の統廃合	河内第一幼稚園、源清田保育所、長竿保育所の統廃合について、早急に検討を進める。	平成21年度
8 財政運営の健全化	(1)財政状況の公表	町民にわかりやすい財政状況の公表に努める。	随 時
	(2)財政健全化計画の推進	長期的な財政収支見通しを立て、具体的方策や目標を示し実行する。	随 時
	(3)補助金の整理合理化	零細なもの、効果が消滅したものなどの廃止又は統合、あるいは期限を設定して打ち切るなど、徹底した見直しを実施する。	平成17～21年度
	(4)職員の意識改革	職員一人ひとりがコスト意識と儉約意識の徹底を図る。	随 時
	(5)使用料・手数料の適正化	①諸証明手数料	平成18年度
		②一般廃棄物処理手数料	平成19年度
		③保育料	随 時
	(6)課税客体の適正な把握と徴収率の向上	納付意識の啓発・啓蒙に努め、滞納への早期対応、重点整理、滞納処分の強化に努める。	平成17～21年度

第 5 参考資料

- 行政改革推進委員会での主な意見
- 行政改革推進委員会設置要綱
- 行政改革推進委員会名簿
- 行政改革推進本部設置要綱

行政改革推進委員会での主な意見

第1回 平成17年9月20日開催

- 学校、保育所、幼稚園の統廃合を進めることによる費用効果（施設数の減少による交付税等の減にも考慮）についての試算はどのようなものか。
- 行政改革をした場合、財政面での試算を出して欲しい。
- 「行政改革大綱の推進事項」を進めた場合のメリット・デメリットは何か。また、どの項目から改革に執りかかるのか。
- 「定員の適正化」で平成22年度までに職員15人の削減は可能か。
- 町のホームページをもっと充実させて情報発信を迅速にして欲しい。
- 学校等の統廃合については「財政効果」のみを目指すのではなく、「学校教育の向上」のために進めて欲しい。また、学校には伝統があり、住民には周知徹底とともに理解を得て欲しい。

第2回 平成17年10月27日開催

- 中学校、小学校、保育所、幼稚園の統廃合により新施設が必要になった場合、どの位の費用がかかるのか。また、バスの台数は足りるのか。
- 小中学校の統廃合を進めていくと交付税はどうなるのか。
- 将来的には、小学校も1つになることを検討しなければならないのでは・・・
- 学校等の施設の耐震補強が今後義務付けされる。早く統廃合を進めて施設を絞らないと、無駄な費用を支出することになる。
- 数値目標を具体的に示し、行政効果について住民にわかりやすい資料で情報提供をお願いしたい。
- 行政改革大綱の策定に当たっては、町の総合計画との調整を図ることが必要である。
- 各種団体の統廃合を含めた改革が必要ではないか。
（例：行政区の統廃合、消防団の統廃合など）
- 人件費は財政上の大きな経費となっているので、民間委託の効果による職員採用の凍結を含めた項目提示が必要ではないか。
- 議会議員の費用弁償を原則廃止（旅費日当を含む。）する意向がある。

河内町行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な町政運営を推進するため、河内町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、河内町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

2 委員会は、行政改革推進本部から、行政改革大綱の推進状況について定期的に報告を受ける。

3 委員会は、行政改革推進本部に対し、行政改革大綱の推進について必要な助言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、住民の代表者等から町長が任命する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月20日から施行する。

河内町行政改革推進委員会委員名簿

NO	役 職	氏 名	備 考
1	会 長	大 野 佳 美	町議会
2	副会長	藤 崎 千 代 子	教育委員会
3	委 員	長 谷 川 重 男	町議会
4	”	小 更 孝 史	農業委員会
5	”	根 本 英 世	商工会
6	”	秋 山 政 義	区長会
7	”	平 川 和 文	消防団
8	”	町 田 喜 美 子	町民代表
9	”	高 松 紀 之	町民代表
1 0	”	荒 井 ち い 子	町民代表
1 1	”	三 浦 光 男	町民代表
1 2	”	雑 賀 莊 一	学識経験者
1 3	”	古 手 誠 一	学識経験者
1 4	”	茨 城 正 人	行政経験者
1 5	”	鴻 野 俊 男	行政経験者

河内町行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行財政運営の確立に向けて、行財政の改革を全庁的に審議し推進するため、河内町行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革大綱の進行管理に関すること。
- (3) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には町長を、副本部長には収入役を、本部員には別記1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じ招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって構成する。
- 3 代表幹事には秘書広聴課長を、幹事には別記2に掲げる者をもって充てる。

(幹事会の会議)

第7条 幹事会の会議は、代表幹事が招集し、主宰する。

- 2 幹事会の会議は、本部に付議すべき議案の調整及び本部長の命を受けた案件の処理を行う。
- 3 代表幹事は、必要に応じ幹事以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月6日から施行する。

別記1 本部

	役 職	氏 名	備 考
本部長	町長	野高貴雄	
副本部長	収入役	—	
本部員	教育長	石山 暁	
	総務課・企画財政課・秘書 広聴課長	高山健一	
	税務課長	荒井貞男	
	住民課長	小川輝文	
	保険年金課長	平沢洋三	
	福祉課長	山田英一	
	農業委員会事務局長	池田 修	
	産業課長	小更行雄	
	建設課長	藤ヶ崎勇一	
	都市計画課長	秋山 栄	
	出納室長	川村 威	
	議会事務局長	秋山 豊	
	学校教育課長兼給食セン ター所長	岩橋宏征	
	生涯学習課長	大野精司	
	水道課長	小島政治	

別記2 幹事会

	役 職	氏 名	所 属
代表幹事	総務課・企画財政課・ 秘書広聴課長	高山健一	総務部会
幹事	学校教育課長兼給食 センター所長	岩橋宏征	教育部会
	住民課長	小川輝文	福祉部会
	都市計画課長	秋山 栄	衛生部会
	産業課長	小更行雄	経済部会

(専門部会)	所 属 課 等
○総務部会	議会・総務課・秘書広聴課・企画財政課・出納室・税務課
○教育部会	学校教育課・学校給食センター・幼稚園・生涯学習課
○福祉部会	住民課・保育所・保険年金課・福祉課(福祉センター)
○衛生部会	都市計画課(環境衛生)・水道課・福祉課(保健センター)
○経済部会	産業課・農業委員会・建設課・都市計画課(都市計画、下水)